



あなたの寄附で
忍野村を応援してください！

忍野村応援寄附金のご案内

～ふるさと納税制度で寄附がしやすくなりました～

忍野村では雄大な富士山麓の世界文化遺産登録を進めています。

現在、第5次忍野村総合計画に掲げる村の将来像「美しいむら、人にやさしいむら」の実現のため、「美しいむら、生活しやすいむら、産業が発展するむら」を基本理念として、誇りを持って生活できる魅力的な村づくりに取り組んでいるところです。

「忍野村応援寄附金」の趣旨にご賛同いただき、皆さんの力で応援いただけますようお願い申し上げます。

※『ふるさと納税制度』とは

個人が地方公共団体に対して5千円を超える寄附を行った場合に、5千円を超える部分について一定限度（おおむね個人住民税の10%の額）までを個人住民税と所得税をあわせて全額控除する制度です。

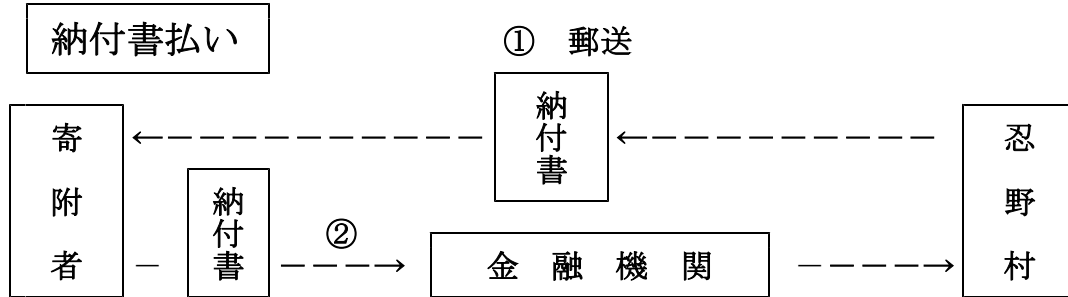
忍野村に寄附を頂きますと、寄附金の受領書を発行しますので、寄附金受領書を添えて所得税の確定申告を行って頂くことにより、所得税の減額と個人住民税の税額控除が受けられます。

寄附申込書は忍野村役場企画課にあります。忍野村では皆様のご寄附で活力あふれる村づくりに使わせていただきます。

寄附金（ふるさと納税）の方法は

寄附金の納付

- ◎寄附金の納付は「納付書払い」または「現金書留払い」のいずれかにより行ってください。
- ◎納付いただいた後、忍野村または金融機関から寄附金の領収書を発行します。



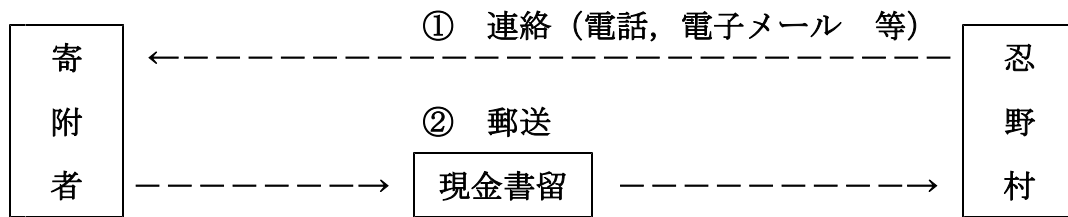
①寄附申出書のご提出をいただきました後、忍野村から納付書を郵送いたします。

②所定の金融機関へ納付書を持参し、お振り込みください。

注) 指定代理機関・収納代理機関からのお振り込みは振込手数料がかかりませんがそれ以外の場合には、手数料の負担が生じます。

- ◎指定金融機関 山梨中央銀行本・支店
- ◎収納代理機関 都留信用組合本・支店 山梨信用金庫本・支店
- 山梨県民信用組合本・支店 美富士農業協同組合本・支店
- みずほ銀行甲府支店 三井住友銀行甲府支店

現金書留払い



①寄附申込書のご提出をいただきました後、忍野村から確認の連絡をいたします。

②確認の連絡がありましたら、忍野村役場企画課ふるさと納税担当あてに郵送してください。

注) 郵送料については、寄附される方のご負担をお願いいたします。

お申込み・お問い合わせ窓口

〒401-0592 山梨県南都留郡忍野村1514番地
忍野村役場 企画課 忍野村応援寄附金担当
電話：0555-84-7738 (直通) ファクシミリ：0555-84-7805
E-MAIL kikaku@vill.oshino.lg.jp

忍野村役場 企画課 おしのむら応援寄附金担当 行 (FAX 0555-84-7805)

恐れ入りますが、※印の欄は必ず記入してください。
 この申出書を受領後、忍野村応援寄附金担当職員から確認の電話連絡を差し上げます。

(忍野村応援寄附金用)

忍野村長 殿

平成 年 月 日

(ふりがな)

※御氏名 _____

※御住所 _____

※御連絡先 _____

※TEL _____

FAX _____

E-MAIL _____

寄 附 申 出 書

私は、ふるさと忍野村を応援するために、次のとおり寄附を申し出ます。

1. 寄附金額 ※ 金 _____ 円

2. 寄附方法 ※ (いずれかに○を付けて下さい)

① 納付書による寄附 ※後日、納付書を送付いたします。

② 現金による寄附

3 寄付金の使途

※法人の方の寄附は、ふるさと納税の対象外ですが、経費として控除対象になりますので、法人の方のご寄附もお待ちしております。

※本書式によりいただいた個人情報は、寄附金の取扱い事務以外の目的では一切使用いたしません。